平成21年第15回岩手町農業委員会総会会議録

１、平成21年第15回岩手町農業委員会総会は、平成21年７月21日午後１時30分、岩手町３階会議室に招集された。

１、今回総会に提出された議案は、次のとおりである。

（１）報告第１号　農地法第 20 条６項の規定による通知について
（２）報告第２号　農地法施行規則（転用の例外）該当届について
（３）議案第１号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
（４）議案第２号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

委員第１番	幅　清一	委員第10番	千葉静子
２番	三浦新太郎	11番	太布光則
３番	岩舘修一	12番	岩﨑明
４番	武田昭蔵	13番	佐々木由和
５番	横澤稔秋	14番	田中正志
６番	遠藤幸夫	15番	國枝金一
７番	黒澤金一	16番	井戸ツヨミ
８番	細野清悦	17番	澤村勇次郎
９番	三浦博子	18番	松本良子（会長職務代理者）
		（議長）19番	福島昭士（会長）

１、本日の欠席委員は、無し。

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　千葉照雄
農地振興係主幹　田村寿
副主幹　八戸美和子
副主任　山中寿行

（午後１時30分開会）

議　長　ただいまから第15回岩手町農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。
会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。

11番、太布光則委員、12番、岩崎明委員のご両名にお願いいたします。
また、書記は事務局　山中副主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります報告２件、議案２件の提出があります。
お諮りします。報告２件、議案２件を議題とすることにご異議ありませんか。
（なしの声）
議　　長　異議なしと認め、報告２件、議案２件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　報告第１号農地法第 20 条第６項の規定による通知についての件でございます。
事務局の説明を求めます。

事　務　局　報告第１号でございます。ページは２ページとなります。農地法第 20 条の規定による合意解約通知について、委員会処分でございます。受付番号は３番になります。土地の所在は大字一方井第 15 地割と第 16 地割、畑 2,484 ㎡と 3,530 ㎡、借受人が大字一方井第 15 地割の 77 歳男性の方でございます。貸出人は大字一方井第 15 地割の 67 歳女性の方でございます。解約事由は双方合意によるものでございます。平成 21 年６月 30 日解約合意で、引渡年月日が平成 21 年７月１日となります。以上説明を終わります。

議　　長　報告第１号について説明が終わりました。質疑ございませんか。

７番黒澤委員　確認ですけれども、＊＊＊＊のところは経営移譲して、＊＊＊＊が経営者で、＊＊＊＊と＊＊＊＊が貸し借りの契約を結んだのですけれども、経営移譲する時点で、＊＊＊＊と契約する必要が無かったかどうか、これが第１点。もう一つは、返すということで＊＊＊＊の方では土地をタバコを辞めたので返すから、そのまま継続して耕してくれ、と言われたということで、その後のうちの方の組合で畑を起こしてくれというので耕起したという経緯があったのですけれども、解約ということで、その後の変更は無いのですね。確認です。

事　務　局　契約の方ですけれども、前回出てたのが昭和 56 年から継続して契約を生かしてきたこであり、解約の届出人が＊＊＊＊ということで、契約書は継続しているということの扱いです。

７番黒澤委員　それでいいですか。＊＊＊＊に経営移譲した時点で、変更する必要が無かったか、これからのこともあるので、確認したかったのです。

事　務　局　自動的に契約書が継続されますから、そのときから、ずっと同じ契約書１枚です。移譲になったところでも、その契約書は生きているということです。そのままです。

７番黒澤委員　はい、分りました。

議　　長　ほかにございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので質疑を打ち切ります。

報告第１号農地法第20条第６項の規定による通知について、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告第１号農地法第 20 条第６項の規定による通知について、を終わります。

議　　長　次に、報告第２号農地法施行規則（転用の例外）該当届けについて、別紙のとおり、農地法施行規則第５条第１項第１号の規定により、転用の例外届、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　４ページをお開き下さい。農地法施行規則（転用の例外）該当届についてでございます。受付番号３番、土地の所在地、大字子抱第７地割、登記地目・現況地目、2,217 ㎡の内、今回 72.95 ㎡の敷地に農作業小屋を建てたいということです。申請人が大字子抱第７地割の 54 歳の男性の方です。72.95 ㎡の中に建物の面積が 43.87 ㎡の建物です。これにつきましては、５ページからをご覧願います。この宅地、結構な面積ですが、宅地ではなくて、隣接している畑に建設したいとのことであり、宅地に建てると車両との行き来ができないということで、どうゆうふうにしても、ここに建てるしかないということです。以上です。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、委員さんから何かありましたら、ご発言願います。

（なしの声）

議　　長　無しと認め、報告のとおりとさせていただきます。

議　　長　次に議案に入ります。議案第１号農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法施行令第１条の７第１項の規定により提出された許可申請について、同条第２項の規定により意見の決定を求める、の件です。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は 10 ページとなります。議案第１号でございます。受付番号が３番、土地の所在は大字五日市第７地割、申請人は大字五日市第７地割の 56 歳男性の方のものです。登記地目、現況地目が畑で 438 ㎡の転用の目的は住宅を建てたいという理由です。古い家は物置にして隣接する畑に建設するというものです。後は図面をご覧願います。以上、説明を終わります。

議　　長　現地確認の報告を代表委員からお願いします。

11 番太布委員　場所は、沼宮内中学校の西側沿い傾斜地の一部で、現在の自分の家が老朽化しているため建てたいでとのことです。この上の方に農地がずっとあり、その一部を家として新築したいというものです。この場所で何ら隣近所の農地、家に支障はないと見てきましたし、排水は今使っている排水枡を利用するということでした。

議　　長　現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。本件について可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　意義なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第２号農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は 13 ページになります。農地法の適用外証明願いです。受付番号２番、土地の所在が大字土川第１地割、登記・現況地目は田 65 ㎡です。台帳上は田となっておりますが、現況は庭木等を植栽しており、宅地状態になっています。申請人は大字土川 57 歳の男性です。資料の方、平成元年に住宅を新築し、その際に残土で埋め立てたので、現在、庭木等を植えまして宅地の状態となっています。15 ページには地図を載せてますのでご覧願います。以上です。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

11 番太布委員　場所は川口バイパスから、浮島小学校に行く途中の道路沿いで、地目は田となっていますが、庭木が花咲き、面積が 65 ㎡しかなく、農地にするには困難であります。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。本件について可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　意義なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。本日の会議を閉じ、第 15 回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（午後１時48分閉会）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

11番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

12番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印